

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を改正する条例をここに公布する。

平成二十二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

## 広島県条例第二十号

### 広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例の一部を

#### 改正する条例

広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例（平成十八年広島県条例第四号）の一部を次のように改正する。

第二条に次の一項を加える。

2 この条例において「風俗案内業」とは、風俗案内を行うための施設（以下「事業所」という。）を設け、当該事業所において風俗案内を行う事業をいう。

第三条第一項中「風俗案内を行うための施設（以下「事業所」という。）を設け、当該事業所において風俗案内を業として」を「風俗案内業を」に改め、同項第一号を次のように改める。

一 氏名、住所及び生年月日（法人にあつては、その名称、主たる事務所の所在地並びに代表者の氏名、住所及び生年月日）

第三条第一項第三号を次のように改める。

三 事業所の構造及び設備の概要

第三条第一項に次の二号を加える。

四 事業所における風俗案内業に係る業務の実施を統括して管理する者の氏名、住所及び生年月日

五 風俗案内を開始しようとする年月日

第三条に次の一項を加える。

3 前二項の規定による届出には、風俗案内業の方法を記載した書類その他の公安委員会規則で定める書類を添付しなければならない。

第四条中「事業所を設け、風俗案内を業として」を「風俗案内業を」に改め、同条第三号中「第二条各号」を「第二条第一項各号」に改める。

第五条を次のように改める。

（風俗案内業務に従事させようとする者の生年月日の確認等）

第五条 事業者は、公安委員会規則で定める方法により、風俗案内業に係る業務に従事させようとする者の生年月日を確認しなければならない。

2 事業者は、前項の規定による確認をしたときは、公安委員会規則で定めるところにより、当該確認に係る記録を作成し、これを保存しなければならない。

第九条中「前条」を「前三条」に、「同条」を「各本条」に改め、同条を第十五条とし、同条の前に次の二条を加える。

第十三条 次の各号のいずれかに該当する者は、三十万円以下の罰金に処する。

一 第三条第一項又は第二項の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者

二 第三条第三項の添付書類を提出せず、又は虚偽の記載のあるものを提出した者

第十四条 次の各号のいずれかに該当する者は、二十万円以下の罰金に処する。

一 第五条第二項の規定に違反して、記録を作成せず、若しくは虚偽の記録を作成し、又は記録を保存しなかった者

二 第六条の規定に違反して、従業者名簿を備えず、又はこれに必要な記載をせず、若しくは虚偽の記載をした者

三 第十条第一項の規定に違反して報告をせず、若しくは資料を提出せず、若しくは同項の報告若しくは資料の提出について虚偽の報告をし、若しくは虚偽の資料を提出し、又は同項の規定による立入調査を拒み、妨げ、若しくは忌避した者

第八条の見出しを削り、同条第一項第二号中「第五条」を「第八条」に改め、同条第三項及び第四項を削り、同条を第十二条とし、同条の前に見出しとして「(罰則)」を付する。

第七条を第十一条とし、第六条を第十条とし、第五条の次に次の四条を加える。

#### (従業者名簿)

第六条 事業者は、公安委員会規則で定めるところにより、事業所ごとに、従業者名簿を備え、これに当該事業所における風俗案内業に係る業務に従事する事業者の代理人、使用人その他の従業者（以下「従業者等」という。）の氏名、住所及び生年月日その他公安委員会規則で定める事項を記載しなければならない。

#### (指示)

第七条 公安委員会は、事業者又は従業者等が当該風俗案内業に関し、この条例の規定又は他の法令の規定に違反した場合において青少年の健全な成長を阻害し、若しくは繁華街その他の地域における健全なまちづくりに障害を及ぼすおそれがあるときは、当該事業者に対し、青少年の健全な成長を阻害する行為又は繁華街その他の地域における健全なまちづくりに障害を及ぼす行為を防止するため必要な指示をすることができる。

#### (事業停止命令)

第八条 公安委員会は、事業者若しくは従業者等が当該風俗案内業に関し、この条例の規

定若しくは他の法令の規定に違反した場合において青少年の健全な成長を著しく阻害し、若しくは繁華街その他の地域における健全なまちづくりに著しい障害を及ぼすおそれがあると認めるとき、又は事業者が前条の規定による指示に違反したときは、当該事業者に対し、六月を超えない範囲内で期間を定めて当該風俗案内業の全部又は一部の停止を命ずることができる。

(聴聞の特例)

第九条 公安委員会は、前条の規定により風俗案内業の停止を命じようとするときは、広島県行政手続条例(平成七年広島県条例第一号。以下「行政手続条例」という。)第十条第一項の規定による意見陳述のための手続の区分にかかわらず、聴聞を行わなければならない。

2 公安委員会は、前項の聴聞を行うに当たっては、その期日の一週間前までに、行政手続条例第十五条第一項の規定による通知をし、かつ、聴聞の期日及び場所を公示しなければならない。

3 前項の通知を行政手続条例第十五条第三項に規定する方法によって行う場合においては、同条第一項の規定により聴聞の期日までにおくべき相当な期間は、二週間を下回ってはならない。

4 第一項の聴聞の期日における審理は、公開により行わなければならない。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成二十二年六月一日から施行する。  
(風俗案内業の届出に関する経過措置)

2 この条例の施行の際現にこの条例による改正後の広島県歓楽的雰囲気を過度に助長する風俗案内の防止に関する条例(以下「新条例」という。)第二条第二項に規定する風俗案内業(次項において「風俗案内業」という。)を行っている者については、この条例の施行の日から一月を経過する日(その日以前に次項に規定する届出及び書類を提出した場合にあつては、その提出した日)までの間は、新条例第三条第一項及び第三項の規定は、適用しない。

3 前項に規定する者が、この条例の施行の日から一月を経過する日までの間に、公安委員会規則で定めるところにより、当該風俗案内業について新条例第三条第一項各号に掲げる事項を同条第三項に掲げる書類を添付して公安委員会に届け出たときは、当該届出をした者は、この条例の施行の際現に新条例第三条第一項の届出をして当該風俗案内業を行っている者とみなす。

4 前項に規定する届出又は書類であつて虚偽の記載のあるものを提出した者は、三十万円以下の罰金に処する。

5 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関し、前項の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても同項の罰金刑を科する。

(罰則に関する経過措置)

6 この条例の施行前にした行為に対する罰則の適用については、なお従前の例による。